

高齢者虐待の状況について

H21.11.20
長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく県内における高齢者虐待の状況は、以下のとおり。

この資料では、虐待を受けている（受けたと思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象としている。（ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。）

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは、

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは、

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する

「身体的虐待」とは、

- ・暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

「介護・世話の放棄・放任」とは、

- ・介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させていること

「心理的虐待」とは、

- ・脅しや侮辱などの言葉の威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること

「性的虐待」とは、

- ・本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

「経済的虐待」とは、

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（全国の状況）

平成20年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省調査）

平成20年度 奈良県における高齢者虐待の概要

□ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- 虐待の相談、通報はあったものの、虐待の事実があったとの判断に至らなかった。

高齢者虐待の発生の要因として考えられること

(高齢者虐待防止研修会(養介護施設従事者等職員研修)(H21.9.11)によるアンケート結果より)

- 事業所の人員体制が厳しい
- 業務が多忙である
- 職員間のコミュニケーションが不足している
- 虐待に関する知識が不足している
- 不適正なケアが是正できていない

□ 養護者による高齢者虐待

- 83件の虐待が発生

虐待を受けた高齢者の状況

- ・ 女性が8割
- ・ 最も多い年齢層は、80歳代
- ・ 最も多い要介護度は、要介護3
- ・ 認知症により、日常生活に支障がある状態の方は全体の約5割

虐待の種類別

- ・ 身体的虐待が一番多い

虐待を行った者の状況

- ・ 続柄は、息子が一番多く、次いで夫(全体の6割強)
- ・ 世帯構成は、同居が9割

虐待の種類別、虐待発生の要因(上位5位 複数回答)

(平成15年度 家庭内における高齢者虐待に関する調査((財)医療経済研究機構))

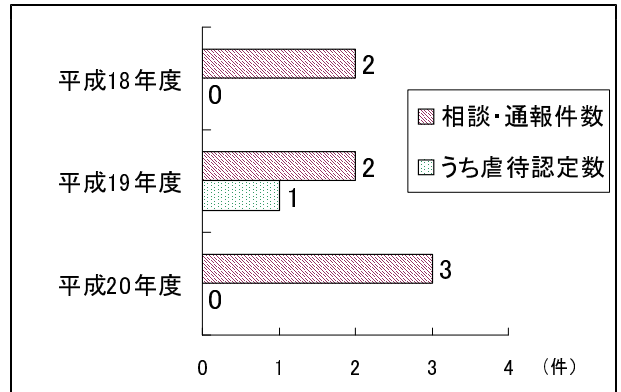
	1位	2位	3位	4位	5位
身体的虐待	虐待者の介護疲れ(49.6%)	虐待者の性格や人格(48.5%)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(46.5%)	高齢者本人と虐待者の人間関係(42.0%)	高齢者本人の性格や人格(36.0%)
介護・世話の放棄、放任	高齢者本人と虐待者の人間関係(55.2%)	虐待者の性格や人格(55.0%)	高齢者本人の性格や人格(43.0%)	配偶者や家族・親族の無関心(34.6%)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(33.0%)
心理的虐待	虐待者の性格や人格(55.3%)	高齢者本人と虐待者の人間関係(54.8%)	高齢者本人の性格や人格(43.5%)	虐待者の介護疲れ(38.3%)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(38.0%)
経済的虐待	虐待者の性格や人格(64.0%)	高齢者本人と虐待者の人間関係(55.5%)	経済的困窮(47.9%)	高齢者本人の性格や人格(39.6%)	経済的利害関係(32.4%)

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

(1) 相談・通報件数及び虐待認定件数について（件数）

○ 平成20年度、県内の39市町村における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、相談・通報が3件あったものの、虐待と認定したケースはない。

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
相談・通報件数	3	2	2
うち虐待認定件数	0	1	0



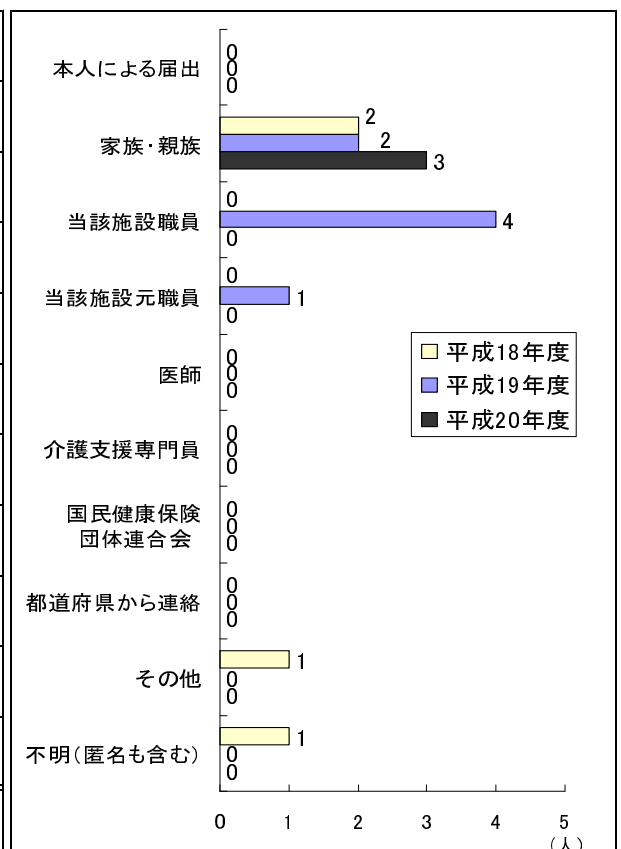
全国 の 状 況

	H20	H19	H18
相談・通報件数	451	379	273
うち虐待認定件数	70	62	54

(2) 相談・通報者（人・複数回答）

○ 相談・通報数3件の内訳は、「家族・親族」によるもの。

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
本人による届出	0	0	0
家族・親族	3	2	2
当該施設職員	0	4	0
当該施設元職員	0	1	0
医師	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0
国民健康保険 団体連合会	0	0	0
都道府県から 連絡	0	0	0
その他	0	0	1
不明（匿名も含む）	0	0	1
合 計	3	7	4



※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報件数（3件）と一致しない。

全国 の 状 況

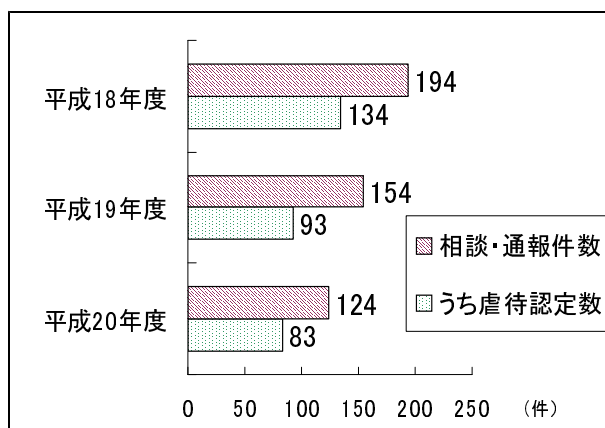
相談・通報者の全国の内訳は、「家族・親族」が34.6%と最も多く、次いで「当該施設職員」25.7%、「当該施設元職員」12.4%であった。

2. 養護者による高齢者虐待の状況について

(1) 相談・通報件数及び虐待認定件数について (件)

- 平成20年度、県内の39市町村における養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は124件で、事実確認調査の結果、高齢者虐待と認定したのは83件であった。

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
相談・通報件数	124	154	194
うち虐待認定件数	83	93	134



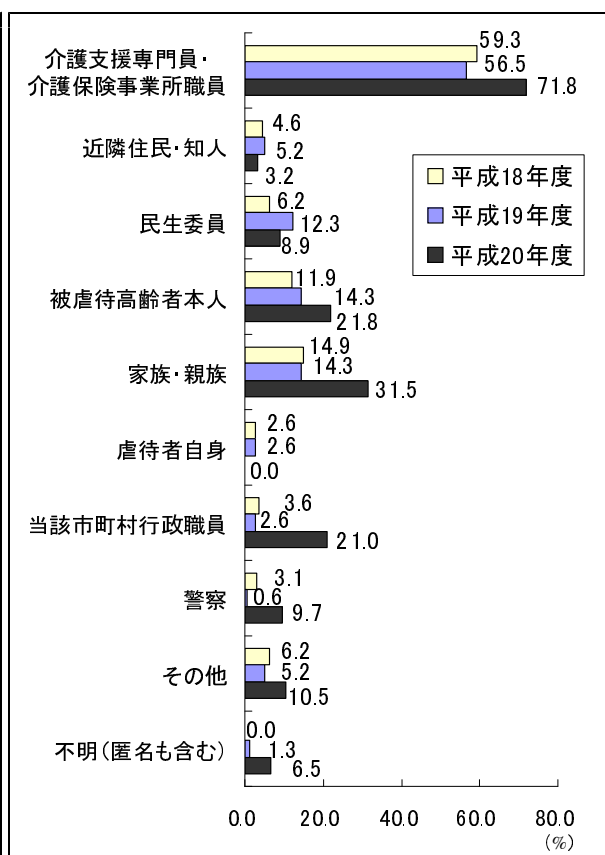
全国 の 状 況

	H20	H19	H18
相談・通報件数	21,692	19,971	18,390
うち虐待認定件数	14,889	13,273	12,569

(2) 相談・通報者 (人・複数回答)

- 相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が71.8%と非常に高く、次いで「家族・親族」が31.5%、「被虐待高齢者本人」21.8%、「当該市町村行政職員」21.0%、「警察」9.7%、「民生委員」8.9%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
介護支援専門員・介護保険事業所職員	71.8%	56.5%	59.3%
近隣住民・知人	3.2%	5.2%	4.6%
民生委員	8.9%	12.3%	6.2%
被虐待高齢者本人	21.8%	14.3%	11.9%
家族・親族	31.5%	14.3%	14.9%
虐待者自身	0.0%	2.6%	2.6%
当該市町村行政職員	21.0%	2.6%	3.6%
警察	9.7%	0.6%	3.1%
その他	10.5%	5.2%	6.2%
不明(匿名も含む)	6.5%	1.3%	0.0%
合計	—	—	—



※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報件数(124件)と一致しない。

※ 「%」は、いずれも相談・通報総数(124件)に対する割合。

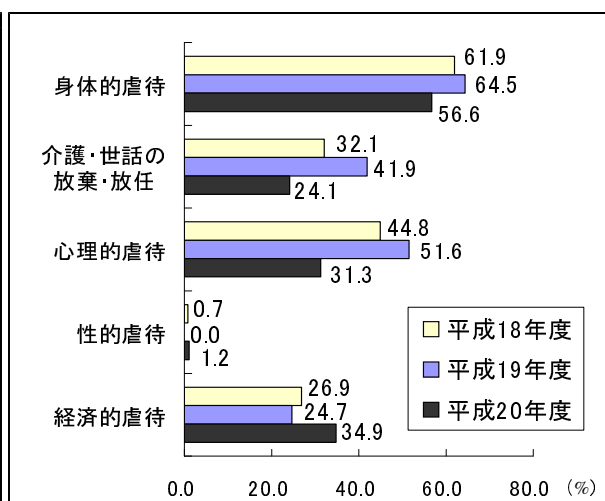
全国 の 状 況

相談・通報者の全国の状況は、奈良県と同様、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が43.8%と最も多く、次いで「家族・親族」13.3%、「被虐待高齢者本人」11.8%であった。

(3) 虐待の種別 (件・複数回答)

○ 虐待の種別は、「身体的虐待」が56.6%と最も多く、次いで「経済的虐待」34.9%、「心理的虐待」が31.3%、「介護・世話の放棄、放任」が24.1%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
身体的虐待	47 56.6%	60 64.5%	83 61.9%
介護・世話の 放棄・放任	20 24.1%	39 41.9%	43 32.1%
心理的虐待	26 31.3%	48 51.6%	60 44.8%
性的虐待	1 1.2%	0 0.0%	1 0.7%
経済的虐待	29 34.9%	23 24.7%	36 26.9%
合 計	123 —	170 —	223 —



※ 虐待と認定された事例 (83件) に対する件数。

※ 1件の事例に対し、複数の虐待が行われている場合があるため、内訳合計は虐待認定件数 (83件) と一致しない。

※ 「%」は、いずれも虐待認定件数 (83件) に対する割合。

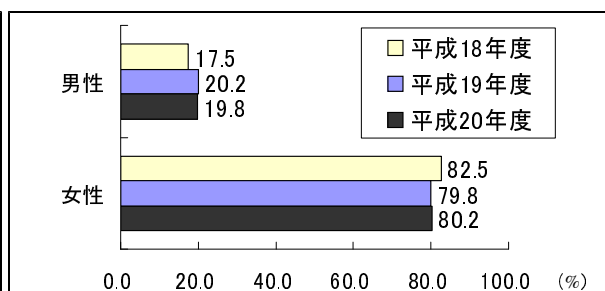
全国 の 状 況

虐待の種別の全国の状況は、「身体的虐待」が63.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」38.0%、「介護・世話の放棄・放任」が27.0%、「経済的虐待」25.7%、「性的虐待」0.8%であった。

(4) 被虐待者の性別 (人)

○ 性別では、「女性」が80.2%、「男性」が19.8%と、「女性」が被虐待者の8割を占めている。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
男性	17 19.8%	19 20.2%	24 17.5%
女性	69 80.2%	75 79.8%	113 82.5%
合 計	86 100.0%	94 100.0%	137 100.0%



※ 虐待と認定された事例 (83件) に対する人数。

※ 1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数 (83件) と一致しない。

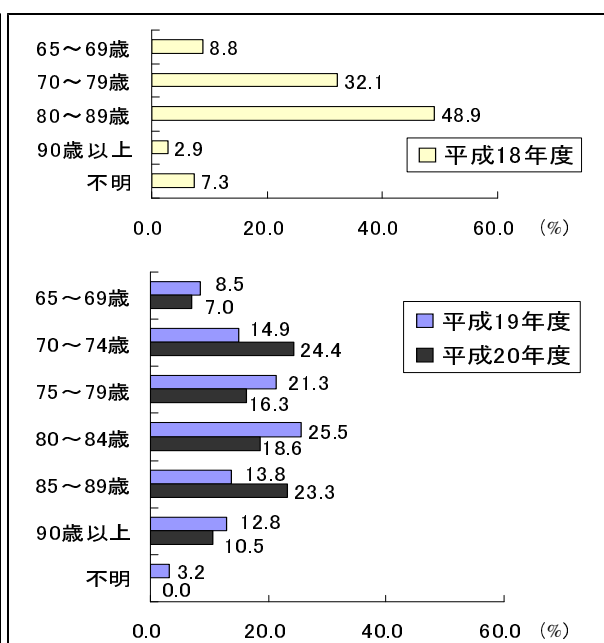
全国 の 状 況

被虐待者の性別の全国の状況は、奈良県の状況とほぼ同様で、「女性」が77.8%と全体の約8割を占めている。

(5) 被虐待者の年齢階層（人・複数回答）

○ 被虐待者の年齢階層では、「70～74歳」が24.4%と最も多く、次いで「85～89歳」が23.3%、「80～84歳」が18.6%、「75～79歳」が16.3%、「90歳以上」が10.5%であった。被虐待高齢者の9割以上が70歳以上。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
65～69歳	6 7.0%	8 8.5%	12 8.8%
70～74歳	21 24.4%	14 14.9%	44 32.1%
75～79歳	14 16.3%	20 21.3%	
80～84歳	16 18.6%	24 25.5%	67 48.9%
85～89歳	20 23.3%	13 13.8%	
90歳以上	9 10.5%	12 12.8%	4 2.9%
不明	0 0.0%	3 3.2%	10 7.3%
合計	86 100.0%	94 100.0%	137 100.0%



※ 虐待と認定された事例（83件）に対する人数。

※ 1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数（83件）と一致しない。

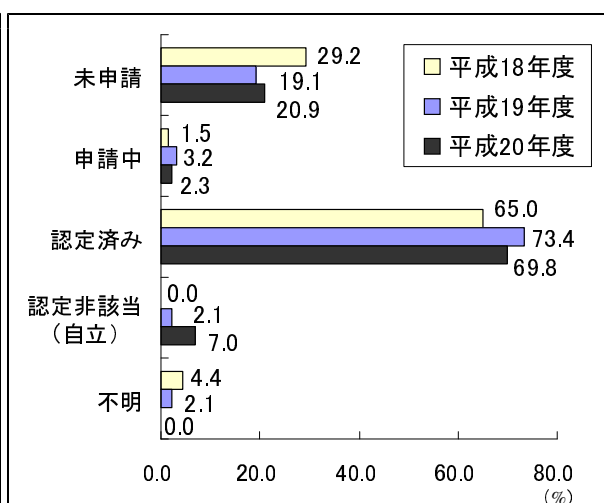
全国 の 状 況

被虐待高齢者の年齢階層の全国の状況は、「80～84歳」が24.0%と最も多く、次いで「75～79歳」21.4%、「85～89歳」17.7%の順で、約9割が70歳以上であった。

(6) 被虐待高齢者の介護保険の申請状況（人）

○ 被虐待高齢者の介護保険申請状況において、「認定済み」が69.8%であり、「未申請」は、20.9%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
未申請	18 20.9%	18 19.1%	40 29.2%
申請中	2 2.3%	3 3.2%	2 1.5%
認定済み	60 69.8%	69 73.4%	89 65.0%
認定非該当 (自立)	6 7.0%	2 2.1%	0 0.0%
不明	0 0.0%	2 2.1%	6 4.4%
合計	86 100.0%	94 100.0%	137 100.0%



※ 虐待と認定された事例（83件）に対する人数。

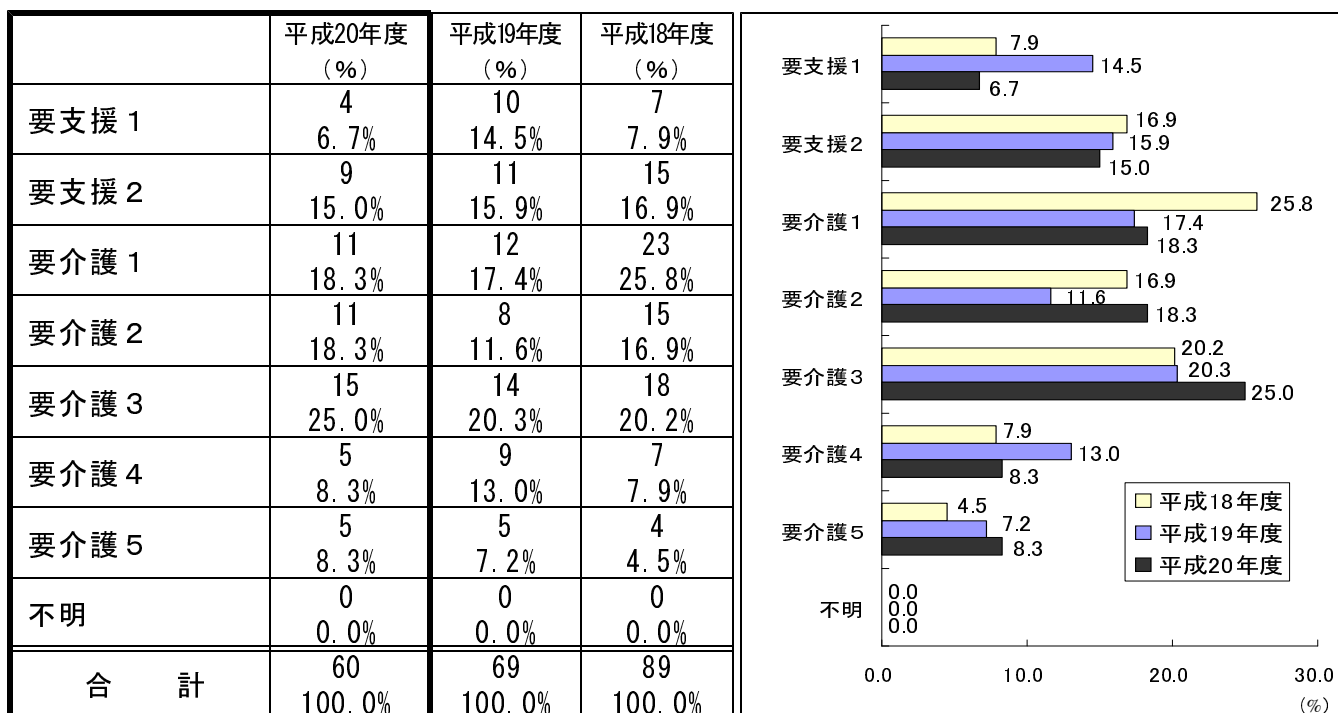
※ 1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数（83件）と一致しない。

全国 の 状 況

被虐待高齢者の介護保険申請状況の全国の状況は、奈良県と同様、「認定済み」が68.2%、「未申請」25.2%であり、約7割が要介護認定者であった。

(7) 要介護認定者の要介護状態区分(人)

○ 被虐待高齢者の介護保険申請状況において、「認定済み」であった者60人の「要支援・要介護状態区分」は、「要介護3以下」が8割以上であった。



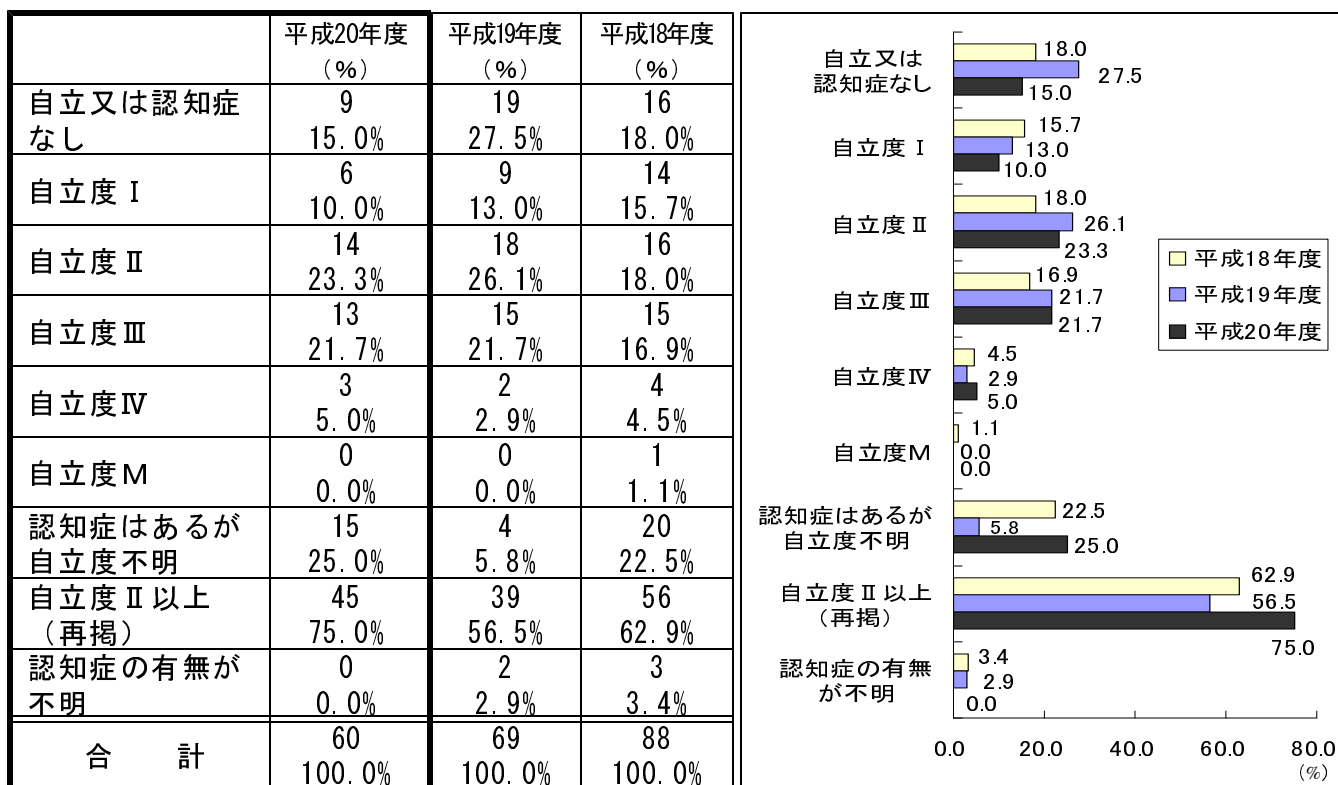
※ 虐待と認定された事例(83件)のうち、要介護認定者(60人)に対する人数。

全国 の 状 況

被虐待高齢者の介護保険申請状況の全国の状況は、奈良県と同様、「要介護3」が21.5%と最も多く、次いで「要介護2」19.5%、「要介護1」19.0%の順で、8割近くが「要介護3以下」であった。

(8) 要介護認定者の認知症日常生活自立度（人）

○ 要介護認定者における認知症日常生活自立度は、「自立度Ⅱ以上」が75.0%であり、8割近くが、認知症により、日常生活に支障がある状態であった。



※ 虐待と認定された事例（83件）のうち、要介護認定者（60人）に対する人数。

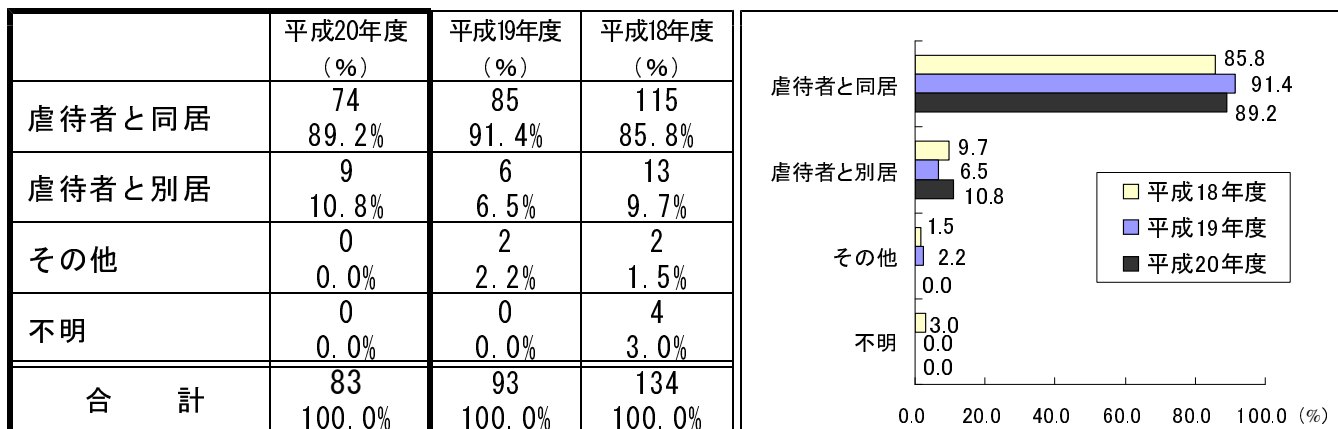
※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

全国 の 状 況

要介護認定者における認知症日常生活自立度の全国の様子は、「自立度Ⅱ以上」が66.0%であった。

(9) 虐待者との同居・別居（件）

○ 「虐待者との同居」が89.2%と、9割近くが虐待者との同居している状況であった。



※ 虐待と認定された事例（83件）に対する件数。

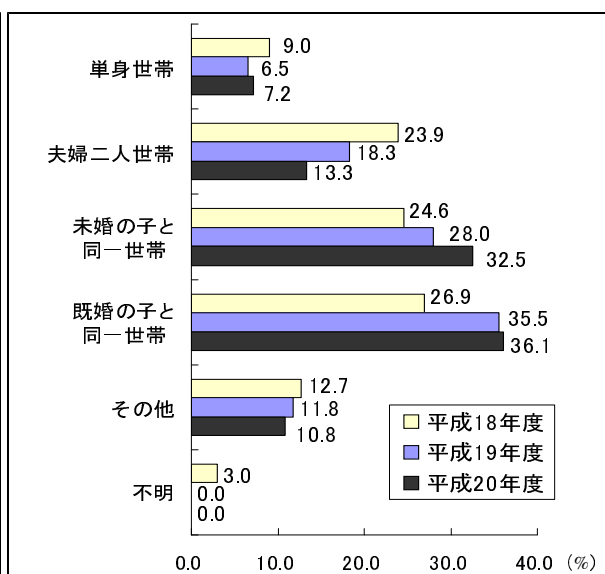
全国 の 状 況

虐待者の同居・別居の全国の様子は、奈良県と同様、9割近くが「虐待者との同居」(86.0%)であった。

(10) 世帯構成(件)

○ 「既婚の子と同一世帯」が36.1%と最も多く、次いで「未婚の子と同一世帯」が32.5%であり、両者を合わせると7割近くが「子と同居」であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
単身世帯	6 7.2%	6 6.5%	12 9.0%
夫婦二世帯	11 13.3%	17 18.3%	32 23.9%
未婚の子と同一世帯	27 32.5%	26 28.0%	33 24.6%
既婚の子と同一世帯	30 36.1%	33 35.5%	36 26.9%
その他	9 10.8%	11 11.8%	17 12.7%
不明	0 0.0%	0 0.0%	4 3.0%
合計	83 100.0%	93 100.0%	134 100.0%



※ 虐待と認定された事例(83件)に対する件数。

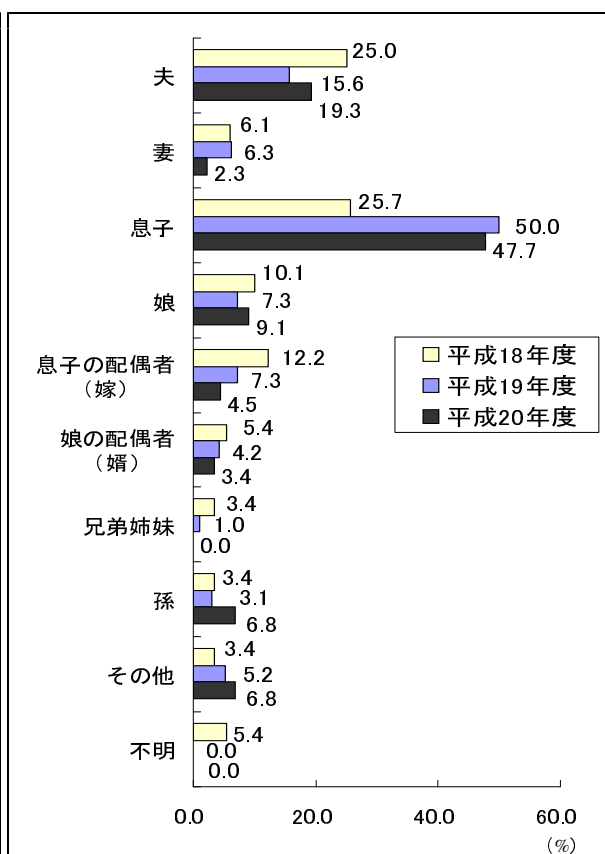
全国 の 状 況

世帯構成の全国の状況は、奈良県とほぼ同様、6割以上が「子と同居」(63.0%)であった。

(11) 被虐待者から見た虐待者の続柄(人・複数回答)

○ 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が47.7%と最も多く、次いで「夫」19.3%、「娘」9.1%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
夫	17 19.3%	15 15.6%	37 25.0%
妻	2 2.3%	6 6.3%	9 6.1%
息子	42 47.7%	48 50.0%	38 25.7%
娘	8 9.1%	7 7.3%	15 10.1%
息子の配偶者(嫁)	4 4.5%	7 7.3%	18 12.2%
娘の配偶者(婿)	3 3.4%	4 4.2%	8 5.4%
兄弟姉妹	0 0.0%	1 1.0%	5 3.4%
孫	6 6.8%	3 3.1%	5 3.4%
その他	6 6.8%	5 5.2%	5 3.4%
不明	0 0.0%	0 0.0%	8 5.4%
合計	88 100.0%	96 100.0%	148 100.0%



※ 虐待と認定された事例（83件）に対する人数。

※ 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数（83件）と一致しない。

全国 の 状 況

被虐待者から見た虐待者の続柄の全国の状況は、奈良県と同様、「息子」が40.2%と最も多く、次いで「夫」が17.3%、「娘」が15.1%の順であった。

(12) 虐待への対応策としての分離の有無（件）

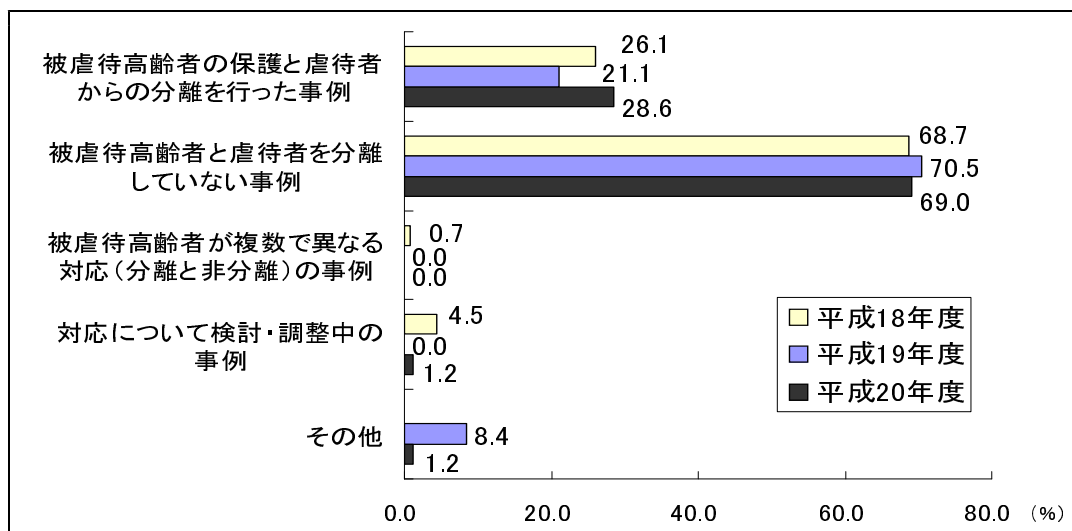
- 虐待への対応策としての分離の有無は、「被虐待者高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が28.6%と、4分の1以上の事例で分離が行われた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は、69.0%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	24 28.6%	20 21.1%	35 26.1%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	58 69.0%	67 70.5%	92 68.7%
被虐待高齢者が複数で異なる対応（分離と非分離）の事例	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
対応について検討・調整中の事例	1 1.2%	0 0.0%	6 4.5%
その他	1 1.2%	8 8.4%	
合 計	84 100.0%	95 100.0%	134 100.0%

※ 虐待と認定された事例に対する件数。

※ 平成20年度においては、平成19年度の虐待認定事例について平成20年度に対応した1件を含む。

※ 平成19年度においては、平成18年度の虐待認定事例について平成19年度に対応した2件を含む。



全国 の 状 況

虐待への対応策としての分離の有無の全国の状況は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が33.3%と3割を超え、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は59.2%であった。

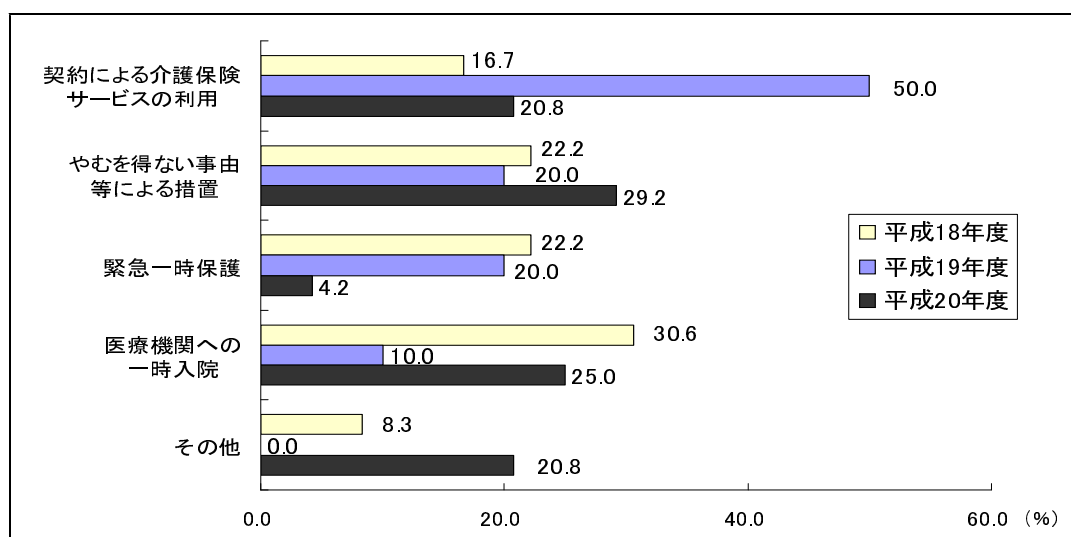
(13) 分離を行った事例の対応の内訳 (件)

○ 分離を行った事例の対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が29.2%と最も多く、「医療機関への一時入院」25.0%、「契約による介護保険サービスの利用」20.8%の順であった。

なお、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った7件のうち、3件については、面会の制限が行われていた。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
契約による介護保険サービスの利用	5 20.8%	10 50.0%	6 16.7%
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	7 29.2%	4 20.0%	8 22.2%
緊急一時保護	1 4.2%	4 20.0%	8 22.2%
医療機関への一時入院	6 25.0%	2 10.0%	11 30.6%
その他	5 20.8%	0 0.0%	3 8.3%
合 計	24 100.0%	20 100.0%	36 100.0%

※ 虐待と認定された事例のうち、分離を行った事例及び被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例に対する件数。



全 国 の 状 況

分離を行った事例の全国の様子は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.8%と最も多く、次いで、「医療機関への入院」20.8%、「やむを得ない事由等による措置」13.1%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」のうち、26.8%で面会の制限が行われていた。

【用語解説】

「契約による介護保険サービスの利用」とは、

・本人の同意などにより、契約によるサービス利用を行う。

「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」とは、

・要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特養の入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。

「緊急一時保護」とは、

・市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護する。

(14) 分離していない事例の対応の内訳 (件・複数回答)

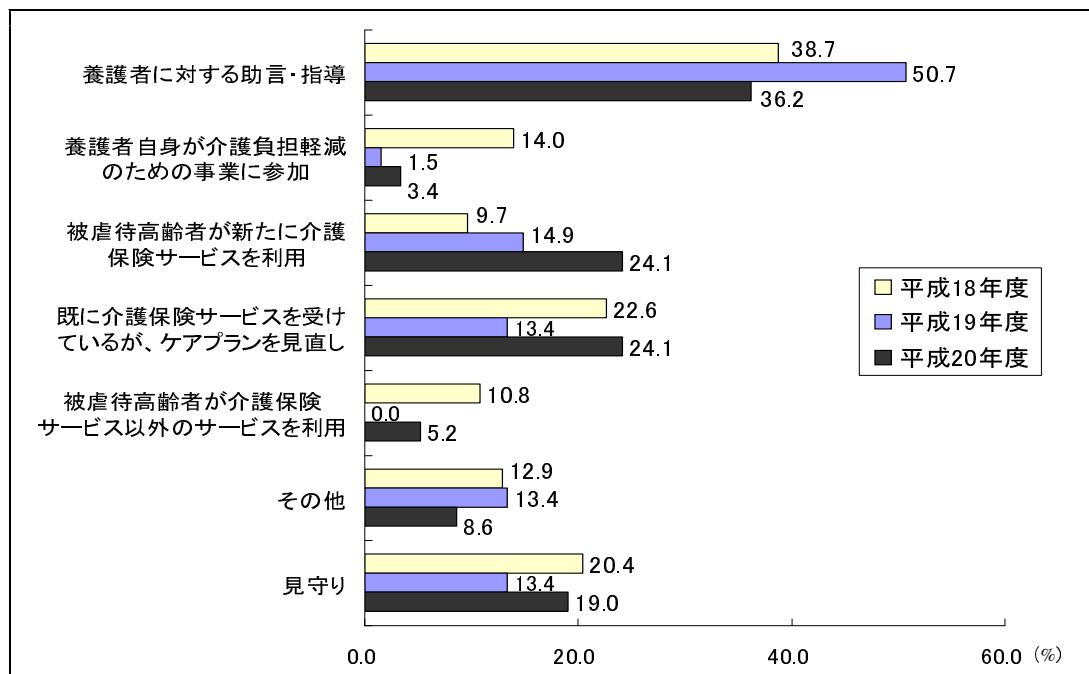
○ 分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が36.2%と最も多く、次いで「被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用」24.1%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」24.1%であった。

	平成20年度 (%)	平成19年度 (%)	平成18年度 (%)
養護者に対する助言・指導	21 36.2%	34 50.7%	36 38.7%
養護者自身が介護負担軽減のための家族会などの事業に参加	2 3.4%	1 1.5%	13 14.0%
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	14 24.1%	10 14.9%	9 9.7%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	14 24.1%	9 13.4%	21 22.6%
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3 5.2%	0 0.0%	10 10.8%
その他	5 8.6%	9 13.4%	12 12.9%
見守り	11 19.0%	9 13.4%	19 20.4%
合計	70 —	72 —	120 —

※ 虐待と認定された事例のうち、分離していない事例及び被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例に対する件数。

※ 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上している。

※ 「%」は、いずれも虐待認定件数に対する割合。



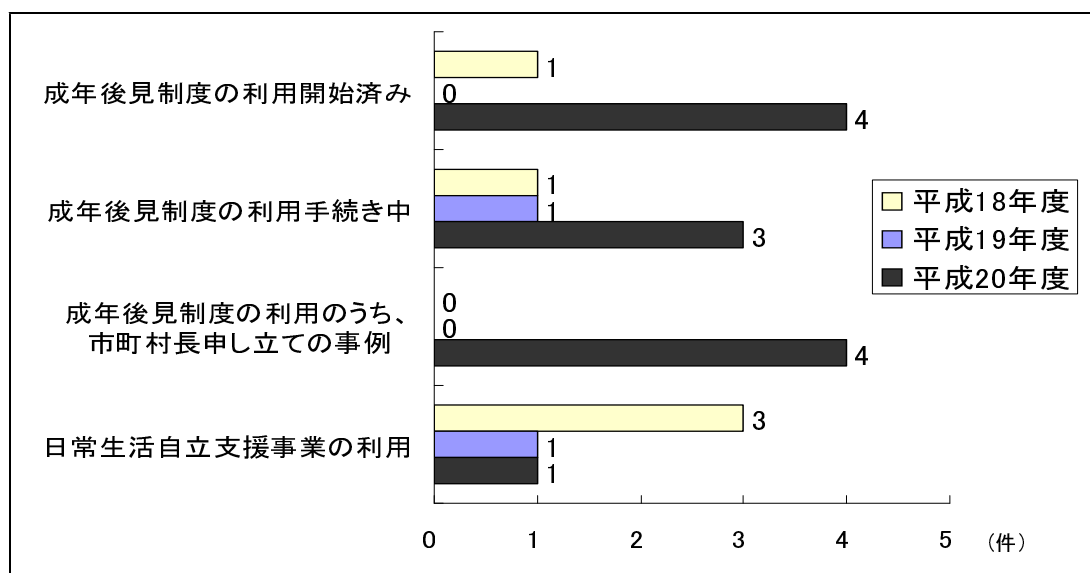
全国 の 状 況

分離していない事例における全国の様子は、「養護者に対する助言・指導」が47.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」28.0%、「見守り」24.2%であった。

(15) 権利擁護に関する対応

- 権利擁護に関する対応として、成年後見制度については、「利用開始済み」が4件、「利用手続き中」が3件であり、「市町村申し立ての事例」は4件であった。一方、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の利用は、1件であった。

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
成年後見制度の利用開始済み	4	0	1
成年後見制度の利用手続き中	3	1	1
成年後見制度の利用のうち、市町村長申し立ての事例	4	0	0
日常生活自立支援事業の利用	1	1	3



全国 の 状 況

権利擁護に関する対応の全国の様子は、成年後見制度については、「利用開始済み」が215件、「利用手続き中」が212件であり、これら合計427件のうち「市町村長申し立ての事例」は173件（40.5%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は226件であった。

【用語解説】

「成年後見制度」とは、

- ・判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。高齢者虐待防止法では、適切に市町村長申立を行うことが規定されている（第9条）。

「日常生活自立支援事業」とは、

- ・認知症高齢者などの判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、預け入れの手続き等、日常生活費の管理などを援助する。

(16) 虐待等による死亡例

- 「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った例」で、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に発生し、市町村で把握している事例について報告を求めたところ、本県においては、虐待等の死亡例の報告はなかった。

全国 の 状 況

合計で24件24人

「養護者による被養護者の殺人」が10件

「養護者の介護放棄等（ネグレクト）による被養護者の致死」が5件

「心中」が2件

「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」が2件

「その他」が5件

被害者の性別は、「男性」7人（29.2%）、「女性」17人（70.8%）

年齢は、「70～74歳」6人（25.0%）、「85～89歳」6人（25.0%）、「90歳以上」5人（20.8%）、「75～79歳」3人（12.5%）、「80～84歳」3人（12.5%）の順

加害者の性別は、「男性」18人（75.0%）、「女性」6人（25.0%）

続柄は、「息子」9人（37.5%）、「夫」8人（33.3%）、「娘」4人（16.7%）、「妻」2人（8.3%）、「その他（孫）」1人（4.2%）の順

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

○ 市町村における高齢者虐待防止のたろの体制整備等について、平成20年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおり。

		実施済み	未実施
対応窓口となる部局の設置	市町村数	39	0
	割合(%)	100.0%	0.0%
対応窓口部局の住民への周知	市町村数	28	11
	割合(%)	71.8%	28.2%
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町村数	15	24
	割合(%)	38.5%	61.5%
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町村数	27	12
	割合(%)	69.2%	30.8%
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町村数	26	13
	割合(%)	66.7%	33.3%
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	17	22
	割合(%)	43.6%	56.4%
介護保険施設に法について周知	市町村数	15	24
	割合(%)	38.5%	61.5%
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	18	21
	割合(%)	46.2%	53.8%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	14	25
	割合(%)	35.9%	64.1%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	13	26
	割合(%)	33.3%	66.7%
成年後見制度の市町村長申立の体制強化	市町村数	25	14
	割合(%)	64.1%	35.9%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	19	20
	割合(%)	48.7%	51.3%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	22	17
	割合(%)	56.4%	43.6%

- ・ 「対応窓口となる部局の設置はすべての市町村で対応されていた。
- ・ 「対応窓口部局の住民への周知」については、平成19年度まではすべての市町村で実施されていたが、平成20年度において、周知未実施の市町村があった。
- ・ 「独自のマニュアル、業務指針等の作成」に関して、市町村数は少ないが、国が作成したマニュアルを活用している。
- ・ これら以外の取組については、全体的に低調である。

4. 高齢者虐待防止に向けた取組について

(1) 市町村における相談窓口体制等の整備

- ① 高齢者虐待に関する相談窓口の設置
 - ・ すべての市町村、地域包括支援センターにおいて、平日・休日別に日中・夜間の連絡先を整理し、県ホームページにおいても掲載。
- ② 搬送体制の整備
 - ・ 市町村や地域包括支援センターに、虐待に関する通報があった場合の、初期対応と、虐待を受けている高齢者の保護に関して整理。
- ③ 警察との連携
 - ・ 市町村、地域包括支援センターにおける相談窓口、搬送体制の一覧を警察本部に提供。
- ④ 市町村における高齢者虐待防止ネットワークの設置
 - ・ 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備するため、市町村において連絡・連携体制を構築。

(2) 市町村や介護サービス従事者等を対象とした研修の実施

- ① 市町村新任職員等研修会
 - ・ 今年度新たに担当となった職員等を対象に、基礎的な知識等に関する研修を実施。
- ② 高齢者虐待防止研修会（養介護施設従事者等職員研修）
 - ・ 市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業所の職員・従事者等を対象に、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、高齢者虐待発見時の対応等について研修を実施。
- ③ 権利擁護等に関する研修会
 - ・ 成年後見制度の概要と市町村長申立の実務等に関する研修を実施予定。

(3) 高齢者虐待対応事例集の作成

- ・ 平成20年度に、市町村、地域包括支援センターの職員を対象に、弁護士や社会福祉士会協力のもと、「高齢者虐待防止事例検討会」を実施。
- ・ この検討会で、市町村などから報告のあった検討事例を事例集としてとりまとめ、今後、類似事例が発生した場の対応について活用する。

(4) 介護サービス事業所に対する指導等

- ・ 不適正なケアの是正、身体拘束、高齢者虐待の防止に向け、介護サービス事業所に対し、日常的に必要な指導等を実施。